

# 福知山市立修斉小学校 いじめ防止基本方針

## 第1 いじめ防止に対する本校の考え方・体制

### 1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ たとえそれがけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を丁寧に行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するが否かを慎重に判断する必要がある。

### 2 学校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

いじめが、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいから行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしか悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する。

また、いじめの早期発見に向けて、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童の小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が積極的に情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

もしいじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応すること、また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たることが大切である。

### 3 いじめ防止のための組織

「いじめ防止対策推進本部」

(構成員)

校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、人権教育部長、教育相談部長

(活動)

- ・ 年間推進計画の作成
- ・ 好ましい人間関係育成プログラム
- ・ アンケート調査の実施
- ・ 教育相談活動
- ・ 情報収集及び分析
- ・ いじめ事象の把握と対応（危機対応チーム）

「危機対応チーム」

教頭 ……危機対応計画・管理  
関係機関連携、報道機関対応

生徒指導部 ……加害児童の聞き取り・指導  
関係児童への聞き取り・指導（複数対応）

該当学年主任・担任 ……被害児童への聞き取り・支援（複数対応）

※ 事例によってスクールカウンセラーも対応  
教務主任・加配・・・保護者対応  
教育相談部長・スクールカウンセラー・・・心のケア

#### 「学校いじめ問題対策協議会」

校長の求めに応じて、PTA会長、学校評議員（自治会長会代表・同窓会長・主任児童委員・公民館長等）、教育有識者等で構成し、学校と連携して問題の対策を協議し、支援・助言を行う。

## 4 いじめ対応フロー

（資料1）

※ いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う組織であるので、他の組織と併せず、単独で設置する。

## 第2 いじめの未然防止・早期発見

### 1 未然防止・早期発見について学校の基本的な考え方

- ・ いじめについて教職員の共通理解を図り、いじめを許さない雰囲気づくりを学校全体で進める。
- ・ 道徳教育、人権教育を充実させ、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・ 全ての児童が安心して過ごし、学習に取り組める環境づくりを進める。（学級経営の充実）
- ・ 個に応じたわかりやすい授業づくりを進める。
- ・ 「楽しい学校生活アンケート」で児童の様子を丁寧に把握し、いじめの早期発見に努める。
- ・ ささいな兆候でも見逃さないよう全職員がアンテナを高くもつ。

### 2 いじめ防止に向けた本校の具体的方策

（全ての教育活動を通じた道徳教育・体験活動等）

- 異年齢集団活動（なかよし班活動）
- 委員会による「いいところ見つけ」の取組（優しい言葉や優しい行動見つけ）
- 児童会、委員会を中心とした学校生活を楽しくする取組
- 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう道徳教育を推進する。

（児童生徒等の自主的活動支援、いじめ防止のための啓発状況）

- 人権旬間、人権集会での友達を大切にする取組  
「ありがとうの花」の取組（優しい言葉や優しい行動見つけ）
- 人権学習の取組
- 人権標語
- 学級遊び（ハッピータイム ※毎週水曜日昼休み）

（早期発見に向けた調査等）

- いじめに関するアンケートの実施（月1回）
- いじめに関する、面談による教育相談（全児童対象・学期1回）
- 児童の実態交流（学年会、終礼、生徒指導係会、4月・5月・2月の児童の実態交流）
- 休み時間等での児童の様子を観察

（教職員への研修等）

- いじめの視点で考える実技研修（ロールプレイ研修）

- 携帯・スマホ問題について考える研修
- 若手教職員対象の学級経営、いじめ問題などの研修会

(保護者への啓発等)

- 楽しい学校生活アンケートの実施と結果の広報
- 人権学習参観授業
- 定期的な生徒指導便りの発行

(いじめの相談体制)

- スクールカウンセラーの活用
- 養護教諭・スクールカウンセラーを窓口相談を受ける。

### 3 学級経営

「悪いことは悪い」「ささいな事柄でも人として許されないことがある」など、正義、公正、公平がいきわたる学級経営に努める。一人一人の子どもを大切にする、居場所をつくることで、人権が尊重された学級づくりを進めていく。

### 4 家庭・地域社会との連携

いじめの未然防止には、家庭・地域社会との連携が不可欠である。とりわけ、保護者とは「いじめは重大な人権侵害である」という共通認識をもつことが大切である。学校・家庭・地域社会が連携し、見守ることで児童の「包み込まれているという感覚」を高め、それがいじめの防止につながる。

## 第3 いじめの対応

### 1 組織的な対応・連携

いじめやその兆候が見られた場合、速やかにいじめ防止対策推進本部を中心に、全教職員で迅速に情報を共有し、指導の方向性の共通理解を図り、対応していく。

学校は、いじめの概要や対処方針、実施したアンケートの結果を保護者や地域住民にお知らせし、理解を得るように努める。

(いじめの発見・通報を受けたときの対応の確立)

- 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的な対応につなげる。
- けんかやふざけ合いでも背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、気持ちをしっかり受け止め、親身になって話を聞く等、組織で対応する。
- 速やかに児童から事情を聴きとるなどして、いじめの有無の確認を行うとともに、関係する情報を適切に記録しておく。

(ネット上のいじめへの対応の確立)

- 学校における情報モラル教育の充実を図る。
- 保護者に向けては、学校だより等を活用し、情報モラルの理解を求めていくとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めていただく等、ルールやマナーについての情報提供や啓発を積極的に進める。

※ いずれの場合も校内のいじめ対策委員会を立ち上げ、検討して対応する。被害児童を徹底して守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。

### 2 いじめられている児童とその保護者への支援

(いじめられた児童への支援)

- 本人の訴えを共感的態度で親身になって受け止め、絶対に守り抜く姿勢を伝えることが大切である。
  - 安心感を与える。
  - 気持ちに寄り添う。
  - 気持ちを安定させる。
  - 自信をもたせる。
  - 仲間づくりへの援助をする。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して(3か月間を目安)十分な注意を払い、いじめられたことに対して心身ともに苦痛が残っていないか確認し、折に触れ適切な支援を行う。
- いじめの状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や専門機関の協力を得る。

(いじめられた児童の保護者への支援)

いじめ問題が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力をつくすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- 家庭訪問等により、聴取した日のうちに保護者に事実関係を伝える。

### 3 いじめた児童への指導とその保護者への支援

(いじめた児童への指導)

いじめは「命に関わる重大なこと」になりうるものであり、「絶対に許されない」という毅然とした態度で臨む。一方加害者がいじめに向かった背景には、様々な心理的背景があることから、その理解にも努める。

被害者の心の痛みに気付かせ、加害者の状況も見ながら内面に深く迫る指導を粘り強く行うことが大切である。

(いじめた児童の保護者への支援)

学校としての対応について丁寧に説明し、問題を解決するためには保護者の協力が必要不可欠であり、力を合わせて解決していこうという姿勢を示す。

### 4 周りの子どもたちへの指導

当事者だけの問題にとどめず、学級や学年全体の問題として考えることが必要である。

状況から全体指導の可否を判断し、特に被害者とその保護者の了解を得た上で全体指導を行う。

全体指導では、他人事ではなく、自分の問題として捉えさせることが大切であり、児童の内面に訴えかけるよう指導する。

なによりもいじめの問題に、教職員が本気で取り組んでいる姿勢を示すことが大切である。

### 5 重大事態への対応

(重大事態とは)

いじめにより当該学校に在籍する児童が次の①、②のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた」場合とは、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患

を発症した場合等であり、「相当の期間」とは年間30日を目安とする。

(重大事態が発生した場合)

- ① 当該教育委員会を通じて当該地方公共団体の長に速やかに報告する。
- ② 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。
- ③ 事実関係を明らかにするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を、教育委員会を通じて地方公共団体の長に報告する。

## 6 いじめの解消

- ① いじめに係る行為が止んでいること
  - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して(3ヶ月間を目安)十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかの判断は、いじめられた児童・保護者への面談等で確認する。また、いじめ解消に至るまで、支援を継続するための対処プランを策定する。
- ③ いじめ解消後においても学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察を行い、再発する可能性が十分あることを踏まえた継続的な指導を行う。

## 7 その他

(学校評価への位置づけ)

- ・ 学校基本方針に基づくいじめ防止等のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況や評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ・ 学校評価の目的を踏まえ、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

(学校基本方針の公開)

- ・ 学校ホームページへの掲載やその他の方法により、保護者や地域の方が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。